

令和 9 年度



多治見市保育所等入所申込案内

(保育所・認定こども園・小規模保育事業所)

大事なことが書いてあります。内容はすべてご確認ください。

≪令和9年度 新年度入所≫ (スケジュール・詳細は7・8 ページ参照)

- 【書類配布】 令和8年10月1日(木)以降
- 【受付期間】 令和8年10月26日(月)～11月6日(金)の平日
- 【受付場所】 多治見市役所駅北庁舎(詳細は8 ページ参照)
- 【受付時間】 各日 午前の部: 9時00分～12時00分
午後の部: 13時00分～16時00分

- 【受付日時の予約】 お申込みの前に、受付日時の予約が必要です。
下記のLoGo フォームQRコードを読み取り予約してください。
令和8年10月1日(木)～予約開始

受付日時の予約はこちらから →

LoGo フォームQRコード



≪年度途中入所≫ (スケジュール・詳細は9 ページ参照)

- 【受付期間】 入所希望日の前月の1日～10日の平日
 - ※ 1日が土・日・祝日の場合は、翌開庁日から受付を開始します。
 - ※ 10日が土・日・祝日の場合は、翌開庁日まで受付を行います。
- 【受付場所】 多治見市役所駅北庁舎保育幼稚園課窓口
- 【受付時間】 9時00分～16時00分
 - ※ 11月2日以降入所の方は、別途新年度入所の手続きが必要です。

多治見市こども健康部保育幼稚園課 (駅北庁舎 3 階㊿番窓口)
〒507-8787 多治見市音羽町 1-233
TEL 0572-23-5947(直通)
TEL 0572-22-1111(内線2344・2343)

目 次



1. 保育所とは？	2 ページ
2. 保育給付認定(2・3号)について	2～3ページ
3. 多治見市内の各保育所等について	4～5 ページ
4. 給食について	6ページ
5. 障がいをもつ児童や支援の必要な児童の保育について	6ページ
6. 病後児保育について	6ページ
7. 園の休みについて	6ページ
8. 入所申込手続について	7～11 ページ
9. 保育所保育料について	12～14 ページ
10. 下記に該当する場合は必ず必要書類を提出ください	15～16 ページ
11. よくあるご質問	16～17 ページ
12. 【参考】多治見市保育の実施の基準を定める要綱(案)	18～19 ページ
13. 書類提出チェックリスト.....	20～21 ページ



1. 保育所とは？

保育所等(認定こども園(保育部分)・小規模保育事業所を含む)は、保護者の就労や病気などで、家庭で保育できない児童を保護者に代わって保育する施設です。

そのため、保育所等に入所できるのは保育を必要とする(保育給付認定(2・3号を受けている)児童のみです。

※「集団生活に慣れるため」「社会性を身に付けるため」という理由では入所できません。
(幼稚園(こども園(教育部分)を含む)は入園が可能です)

2. 保育給付認定(2・3号)について

保育所等を利用するためには、子ども・子育て支援法にもとづく「教育・保育給付認定」のうち保育給付認定(2・3号)を受ける必要があります。各認定区分によって、利用できる施設が異なります。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号 (教育給付認定)	満3歳以上	なし	・幼稚園 ・こども園(教育部分)
2号 (保育給付認定)	満3歳以上	あり	・保育所 ・こども園(保育部分)
3号 (保育給付認定)	満3歳未満	あり	・保育所 ・こども園(保育部分) ・小規模保育事業所

(1) 保育給付認定(2・3号)の条件

全ての保護者の方が次の①～⑦のいずれかに該当し、児童の保育ができない場合に入所申込みができます。なお、入所後も年度の途中で就業状況を確認させていただきます。

要件に該当しなくなった場合は退園となります。

①就労	1か月60時間以上の労働で収入を得ている場合
②妊娠・出産等	保護者が出産前後の場合(産前2か月～産後3か月の間)
③病気等	保護者が病気又は、心身に障がいがあり、保育ができない場合
④病人等の看護	児童の <u>同居の親族等</u> に長期にわたる病人、心身に障がいがあるため、保護者が <u>常時</u> その看護(介護)にあたる場合
⑤家庭の災害	火災・風水害・地震等の災害にあい、復旧にあたっている場合
⑥求職	求職活動をしている場合(入所後、1ヵ月以内に就労を開始すること) ※原則として年度内に1回のみ利用可能
⑦就学	就労につながる学校で、就労と同基準を満たす場合 (就学期間終了後、1か月以内に就労すること)

お子さんの発達・成長のためには、ご家庭で過ごす時間も大切ですので、お仕事がお休みの日や早めのお迎えが可能な日は、ご家庭での保育にご協力ください。

(2)保育の必要量(利用可能な時間)について

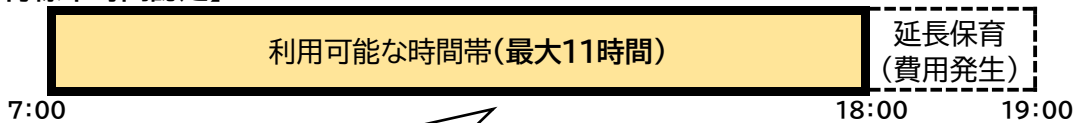
保護者の就業時間等により、「保育短時間」または「保育標準時間」に区分されます。区分によって、利用可能な時間及び保育料が異なります。

<例:公立保育園の場合>※私立は園によって異なります

【保育短時間認定】



【保育標準時間認定】



★就労理由の場合 120時間未満/月 → 保育短時間
120時間以上/月 → 保育標準時間

※保護者の勤務時間に応じて認定をおこないます。

※保育標準時間の認定に該当される方で、保護者の希望により保育短時間内での送迎が可能な方については保育短時間(8時30分～16時30分)に認定することができます。

★妊娠・出産・病気等理由の場合 → 保護者の希望に応じてどちらかに認定されます
★求職中・育休中の場合 → 保育短時間

■認定を決定する「支給認定証」は、新年度入所の場合、入所承諾書と共に2月上旬頃に発送します。認定区分の変更があった場合は、変更する月の前月末に園経由でお渡しします。

【クラス年齢早見表(R9.4.1 現在)】

5歳児(年長)	令和3年4月2日生 ~ 令和4年4月1日生
4歳児(年中)	令和4年4月2日生 ~ 令和5年4月1日生
3歳児(年少)	令和5年4月2日生 ~ 令和6年4月1日生
2歳児	令和6年4月2日生 ~ 令和7年4月1日生
1歳児	令和7年4月2日生 ~ 令和8年4月1日生
0歳児	令和8年4月2日生 ~ (生後57日目以降)

※保育所等の入所対象は、入所日時点で多治見市に住民登録がある生後57日目～就学前の児童です。

※入所可能年齢は園によって異なります。



3. 多治見市内の各保育所等について

種類	園名(公私立)	利用 定員	所在地 (連絡先)	保育年齢 ※1	保育時間 最長※2	備考
保育所	双葉保育園 (公立)※3	150	元町 4-10-2 (22-3582)	1～5歳児	7:00～ 19:00	1・2歳児は1・2歳 児混合クラスになる 場合があります。
	小泉保育園 (公立)	106	小泉町 2-153 (27-2546)	1～5歳児	7:00～ 19:00	1・2歳児は1・2歳 児混合クラスになる 場合があります。
	共栄保育園 (公立)	110	高田町 3-64 (22-2507)	1～5歳児	7:00～ 19:00	1・2歳児は1・2歳 児混合クラスになる 場合があります。
	北野保育園 (公立)	120	喜多町 8-27 (23-3385)	1～5歳児	7:00～ 19:00	1・2歳児は1・2歳 児混合クラスになる 場合があります。
	市之倉保育園 (公立)	130	市之倉町 8-20 (23-7327)	1～5歳児	7:00～ 19:00	1・2歳児は1・2歳 児混合クラスになる 場合があります。
	星ヶ台保育園 (公立)	210	星ヶ台 3-7-3 (25-8006)	生後57日目 ～5歳児	7:00～ 19:00	
	池田保育園 (私立)	90	池田町 3-120 (22-6017)	生後57日目 ～5歳児	7:00～ 19:00	
	若草保育園 (私立)	50	京町 5-73-1 (22-5544)	生後57日目 ～2歳児	7:00～ 19:00	1・2歳児は1・2歳 児混合クラスになる 場合があります。
	こうよう保育園 (私立)	70	京町 6-13-2 (26-7650)	生後57日目 ～5歳児	7:00～ 19:00	4・5歳児は異年齢 の合同クラスになり ます。
	おとわももの木 保育園(私立)	81	音羽町 4-52-2 (44-8256)	生後57日目 ～5歳児	7:00～ 19:00	
認定 こども園	旭ヶ丘こども園 (公立)※4	85 ※5	旭ヶ丘 8-29-43 (27-4526)	1～5歳児	7:00～ 19:00	
	笠原こども園 (公立)	195 ※5	笠原町 1967-1 (43-3052)	生後57日目 ～5歳児	7:00～ 19:00	
	ジョイフル多治見 こども園(私立)	69 ※5	音羽町 1-235 (21-6211)	生後6か月～ 5歳児	7:00～ 19:00	
	前畑保育園 (私立)	198 ※5	幸町 7-2-2 (27-2579)	生後6か月～ 5歳児	7:00～ 19:00	
	けいなん保育園 (私立)	113 ※5	十九田町 2-79 (22-5629)	生後57日目 ～5歳児	7:00～ 19:00	※8 休日保育あり
	姫こども園 (私立)	155 ※5	大藪町 1238 (29-2257)	生後6か月～ 5歳児	7:00～ 19:00	

種類	園名(公私立)	利用定員	所在地(連絡先)	保育年齢※1	保育時間最長※2	備考
小規模保育事業所	旭ヶ丘あい幼児園(私立)	19	旭ヶ丘 10-2-24 (20-2008)	生後6か月～2歳児	7:00～19:00	1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	ボコデコキッズ(私立)	19	太平町 3-53-1 (21-4800)	生後57日目～2歳児	7:30～18:30	
	駅前キッズほっとママ(私立)	19	栄町 2-24 (25-5280)	生後57日目～2歳児	7:30～18:30	
	JO BLANCO VERDE (ジョーブランコ ヴェルデ)(私立)	12	虎溪山町 5-63-9 (26-8461)	生後6か月～2歳児	7:30～18:30	
	JO BLANCO URBAN (ジョーブランコ アーバン)(私立)	19	虎溪山町3-110 (74-5364)	生後6か月～2歳児	7:30～18:30	
	多治見大和キッズ保育園(私立)	19	滝呂 14-186-2 (43-5225)	1～2歳児	7:30～18:30	1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	りんご保育園せいか(私立)	12	白山町 1-206 サラーム・コロ2号室 (74-7400)	生後57日目～2歳児	7:30～18:30	1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	ととと保育園(私立)	19	弁天町 1-1-1 (74-7004)	生後6か月～2歳児	7:00～18:30	1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	さくらいろ保育園ぬくもりの森(私立)	19	太平町 3-20 (51-6006)	生後57日目～2歳児	7:00～19:00	
	かもっこ保育園(私立)	12	前畑町5-108 (26-7762)	生後6か月～2歳児	7:30～18:30	
	ここね保育園(私立)	19	宝町1-32-2 (56-0688)	生後57日目～2歳児	7:30～18:30	1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	はな保育室たじみ駅前(私立)※6	19	本町 3-150-1 (未定)	生後6か月～2歳児	7:30～18:30	※8 休日保育あり
	きいの木保育園(私立)※7	19	太平町6-61-3 (未定)	生後57日目～2歳児	7:00～19:00	※8 休日保育あり

※1 保育年齢は、令和9年4月1日現在の満年齢です。

※2 延長保育は別途料金が必要です。

土曜日は保育時間が異なる園もありますので、直接園にお尋ねください。

※3 令和15年4月(または 令和14年4月)に養正幼稚園・昭和幼稚園の統合園と統合・こども園化します。(場所:現在の養正幼稚園)

※4 令和12年度に民間への移管を検討しています。

※5 1号認定を含む(旭ヶ丘 15名、笠原45名、ジョイフル3名、前畑24名、けいなん11名、姫15名)

※6 令和9年1月開園予定

※7 令和9年4月開園予定

※8 休日保育は別途申請が必要です。利用を希望する方は保育幼稚園課 または実施園にお尋ねください。

4. 給食について

保育所の給食は各園で提供しています。手作り給食を基本に、さまざまな取り組みを通して食育をおこなっています。

【食物アレルギーの対応について】

■食物アレルギーのあるお子さんは入所受付時に必ずお申し出ください。

あらかじめ LoGo フォームでの入所受付日の予約時に、質問項目「食物アレルギーの有無」欄に、必ず「有」とご回答ください。

また、「保育所におけるアレルギー疾患管理指導表」をダウンロードすることができます。医療機関を受診し、医師の診断を受けたものを入所前の面談時に提出が必要です。

(入所後も年1回の提出が必要)

※アレルギー対応の内容については、保育幼稚園課にお問い合わせください。

5. 障がいをもつ児童や支援の必要な児童の保育について

入所受付前に、こども家庭課・保育幼稚園課または園へご相談ください。

6. 病後児保育について

病気の回復期ではあるものの登園できないお子さんが、指定の民間施設で病後児保育を利用した際の利用料の一部を補助しています。

※詳しくはこども家庭課または園へご相談ください。(満1歳～)

7. 園の休みについて

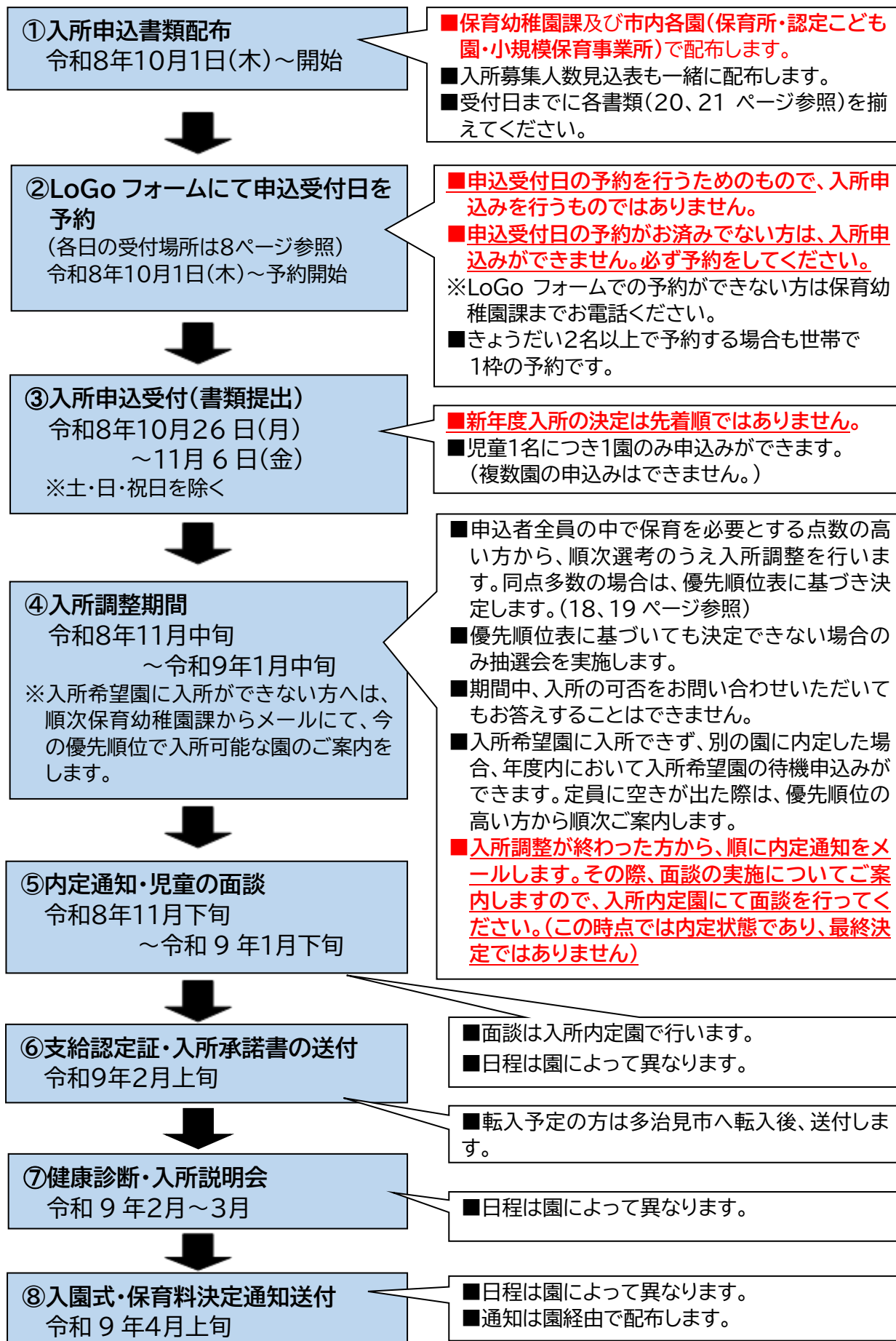
■日曜日、祝日、振替休日、年末・年始(12月29日～1月3日)

■その他市長が緊急に必要と認めた日

■日曜日または祝日に行事を行った場合の翌日は、お子さんの健康面から、可能であればご家庭での保育をお願いします。

8. 入所申込手続きについて

(1) 令和9年4月1日入所(新年度入所)を希望する場合



重要：新年度申込の注意事項

- 新年度入所受付最終日(令和8年11月6日)を過ぎてから入所申込み(書類提出)をされた場合、期限内に申込みをされた方の入所調整後、定員に空きがある園のみ入所可能となります。
- 申込時点で多治見市に住民登録が無い方は、令和9年3月31日までに必ず転入の手続きを行っていただくことを前提に申込みができます。
- 入所申込み後、入所要件に当てはまらなくなった等、都合により入所を辞退される場合は、入所調整に影響しますので、速やかに保育幼稚園課までご連絡ください。
※「保育所入所申込み取下届出書」の提出が必要です。

(2) 新年度入所申込受付日程について

- 受付日の前日までに LoGo フォームにて受付日時の予約をお願いします。
- 受付日時の予約のない方は、入所申込みができません。
- 予約可能な枠数は1枠のみです。(一度に複数枠の予約は不可)
- きょうだい2人以上で予約をする場合も世帯で1枠の予約です。
- 申込み時に児童の面談はありません。

【受付日時】

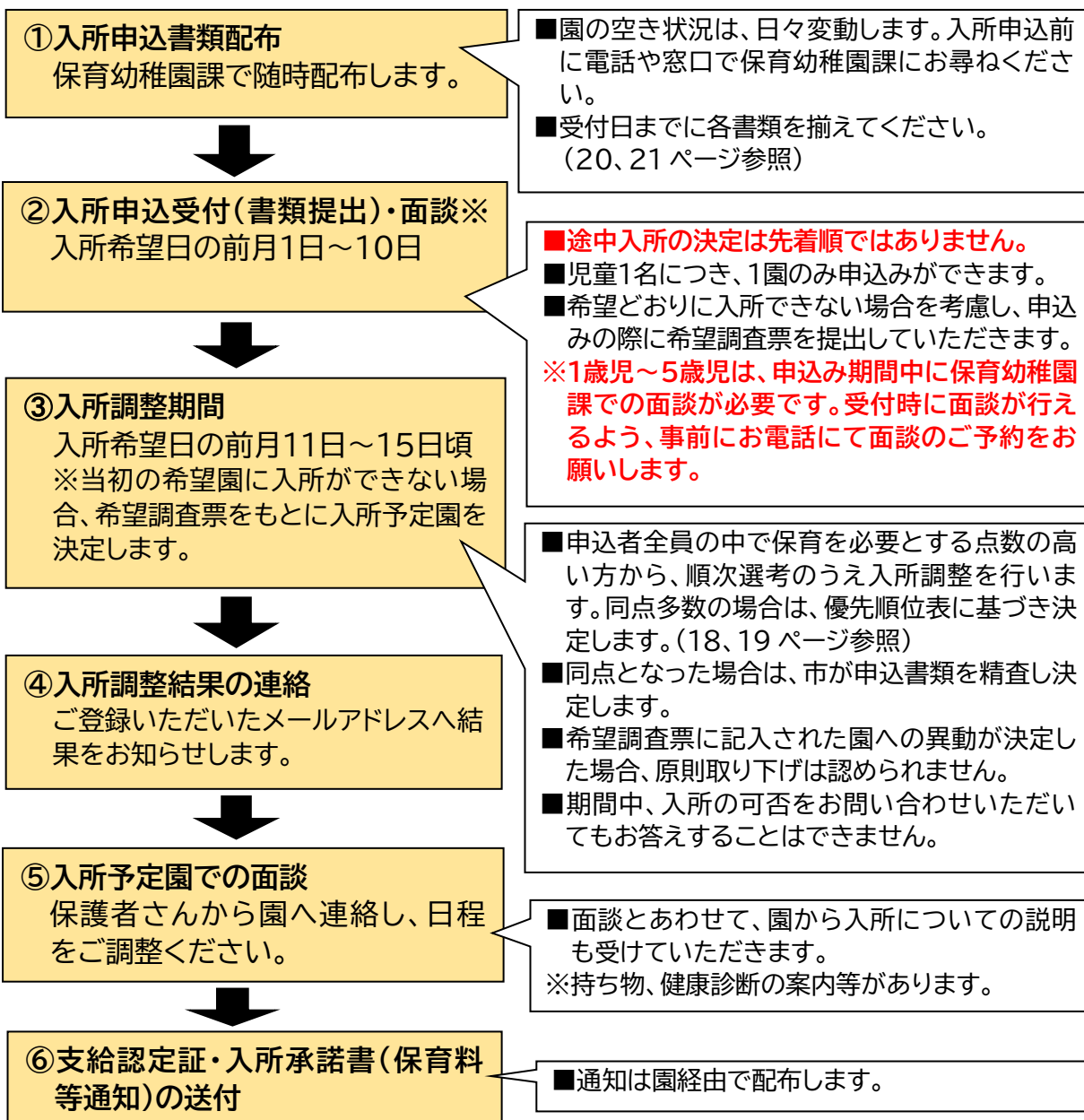
受付日	受付場所		受付時間	
			午前の部	午後の部
10月26 日(月)	多治見市役所 駅北庁舎	4階 第3会議室	9時～12時	13 時～16 時
10月27 日(火)		4階 第 1 会議室		
10月28 日(水)		4階 第2会議室		
10月 29 日(木)				
10 月30 日(金)				
11月 2 日(月)		4階 第1会議室		
11月 4 日(水)				
11月 5 日(木)				
11月 6 日(金)				

※予約後、都合が悪くなった場合は、必ず保育幼稚園課(9:00～16:30、土・日・祝日を除く)に電話をしてください。

【新年度入所申込手続き時の注意事項】

きょうだいが保育所等に在園している場合	<u>保育を必要とする証明書類を、新入所申込時に提出</u> してください。
育児休業中の入所について	保護者が育児休業中の場合、入所はできません。入所後、 <u>4月末日までに育児休業から復帰</u> していただく必要があります。
育児休業から復帰予定だが定員に空きがなく、入所ができない旨の証明書類が必要な場合	申込園への入所不可となり待機申込された方のみ書類を発行します。令和9年3月1日～10日の間に保育幼稚園課の窓口へお越しください。 ※詳細は16ページよくある質問Q1に記載
提出された入所申込み書類の取り扱い	公立・私立ともに、園にも情報提供させていただきます。ご了承ください。

(3)年度途中の入所を希望する場合



【年度途中入所の注意事項】

入所可能園について	入所申込日時点で定員に空きがある園のみ入所可能です。
支給認定証および入所承諾書の発行	入所日前後にお渡しします。
令和8年度の途中入所において、 <u>11月2日以降に入所し、令和9年度も引き続き入所を希望する場合</u>	引き続き同じ園に入所できるとは限りません。別途、新年度入所手続きが必要です。(7、8ページ参照)
令和8年度の途中入所において、 <u>11月1日以前に入所した場合</u> で引き続き令和9年度も入所を希望するとき	継続入所の手続きが可能です。
育児休業から復帰予定だが定員に空きがなく、入所ができない旨の証明書類が必要な場合	申込園への入所不可となり待機申込された方のみ書類を発行します。入所希望日の前月の1日～10日の間に保育幼稚園課の窓口へお越しください。 ※詳細は16ページよくある質問Q1に記載
提出された入所申込み書類の取り扱い	公立・私立ともに、園にも情報提供させていただきます。ご了承ください。

施設型給付費・地域保育給付費等 教育・保育給付認定申請書 【 記入例 】

【表面】

様式第1号（第2条、第8条関係）

施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書（**新規・変更**）

令和 8年 11月 1日

多治見市長 様

保護者氏名 多治見 一郎 (※)
(※) 本人が自署しないときは、押印してください。

申請に係る小学校 就学前子ども	(ふりがな) 氏 名 (ふりがな) たじみ たろう 多治見 太郎	生年月日 令和 5年 6月 19日	性別 ☒ 男 ☐ 女	障害者手帳 の有無 有 ☒ 無
保護者 住所・連絡先	(住所) 多治見市日ノ出町2丁目15番地 ○○アパート ○○号室 (連絡先) 0574-22-1111			
認定者番号	記 入 不 要 ※既に認定を受けている場合に記入して下さい。			
保育の希望の有無	☒ 有 : 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合 無 : 幼稚園等の利用を希望する場合			

- ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいい、「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。
- ・「有」を○で囲んだ場合は以下の①～③に、「無」を○で囲んだ場合は以下の①及び②に必要事項を記入してください。

①世帯の状況

区分	(ふりがな) 氏 名	児童と の続柄	生年月日	性別	職 業 又は 学校名・学年等	個人番号 (マイナンバー)	備考
対象 児童	(ふりがな) たじみ たろう 多治見 太郎	本人	R. 5年 6月 19日生	☒ 男 ☐ 女		123456789012	
児 童 の 世 帯	(ふりがな) たじみ いちろう 多治見 一郎	父	S. H. R. 5年 7月 18日生	☒ 男 ☐ 女	○○工業(株)	234567890123	
	(ふりがな) たじみ しょうこ 多治見 翔子	母	S. H. R. 7年 4月 22日生	男 ☒ 女	(有)△△製陶	345678901234	
	(ふりがな) たじみ けんいち 多治見 健一	兄	S. H. R. 30年 11月 6日生	☒ 男 ☐ 女	養正小学校 3年生	456789012345	
	(ふりがな) たじみ はなこ 多治見 花子	妹	S. H. R. 6年 12月 22日生	男 ☒ 女	双葉保育園未満児	567890123456	
	(ふりがな) たじみ ひろし 多治見 弘	祖父	S. H. R. 41年 8月 3日生	☒ 男 ☐ 女	××会社(株)	678901234567	
	(ふりがな) たじみ みつえ 多治見 光江	祖母	S. H. R. 43年 9月 17日生	男 ☒ 女	□□商会	789012345678	
	(ふりがな)		S. H. R. 年 月 日生	男・女			
家庭状況・現況区分		☐ 生活保護世帯 ☐ ひとり親世帯 ☒ その他 ()					

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	令和 9年 4月 1日から 令和12年 3月31日まで	
利用を希望する 施設（事業者）名	施設（事業者）名・希望理由	事業所番号*
	双 葉 保育園 (理由) ☒ 自宅付近 ☐ 職場付近 ☐ 兄弟入所 ☐ その他 ()	

* 印の欄は記入しないでください。

番号 身元	個人番号 カード	通知カード・住民票	確認
		運転免許証・パスポート・その他 ()	

【裏面】

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入して下さい。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ ） （具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など））	
母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ ） （具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など））		

希望する利用時間及び認定区分	利用曜日	利用時間
	☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☐ 土	8時30分から 16時30分まで
	希望する認定区分： 標準時間 ・ ☒ 短時間	
	変更を希望する理由	

利用時間は実際に園を利用する時間を記入してください。
 認定区分については、冊子3ページを確認し、あてはまる区分に丸をつけてください。
 ※就業状況等によって希望に添えない場合もあります。

* 市町村記載欄

受付年月日	令和 年 月 日
認定の可否	可 否
認定者番号	
認定区分等	☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 （ ☐ 標準時間 ☐ 短時間）
利用の可否・期間	可・否 令和 年 月 日から 令和 年 月 日
備考	

* 施設記載欄（施設（事業者）を経由して市町村に提出する場合）

受付年月日	令和 年 月 日
施設（事業者）名	（事業所番号： ）
担当者氏名 連絡先	（担当者） （連絡先）
利用契約（内定）の有無	有（契約・内定（令和 年 月 日）） ・ 無
備考	

9. 保育所保育料について

【参考】令和8年度利用者負担金(月額)

◎利用者負担金月額表

階層区分		利用者負担月額(円)							
		保育短時間				保育標準時間			
		3歳未満児クラス		3歳以上児クラス		3歳未満児クラス		3歳以上児クラス	
定義	階層	保育料	延長	保育料	延長	保育料	延長	保育料	延長
生活保護世帯	1	0	0	0	0	0	0	0	0
市民税非課税世帯	2	0	1,200	0	600	0	500	0	300
市民税課税世帯 (所得割非課税)	3	6,600	3,200	0	1,500	9,000	800	0	400
所得割課税 48,600円未満	4	16,100	4,700	0	2,400	19,500	1,300	0	500
所得割課税 57,700円未満	5A	22,900	4,700	0	2,400	26,000	1,600	0	800
所得割課税 77,101円未満	5B								
所得割課税 97,000円未満	5C								
所得割課税 133,000円未満	6	38,700	4,700	0	2,400	43,400	1,900	0	900
所得割課税 169,000円未満	7	40,000	5,000	0	2,600	44,000	2,200	0	1,000
所得割課税 301,000円未満	8	53,100	5,700	0	2,800	57,200	2,500	0	1,100
所得割課税 397,000円未満	9	54,300	6,200	0	3,100	58,400	2,800	0	1,200
所得割課税 397,000円以上	10	55,000	6,700	0	3,300	59,600	3,100	0	1,300

◎世帯(同一生計であることが条件)の第2子以降の3歳未満児の通常保育料は無料となります(延長保育料には適用しません)。3人以上が同時に保育所等(幼稚園を含む)に通園する場合で、3人目以降が3歳以上児クラスの場合は、副食費が免除されます。

※1 階層2については、入所している全ての児童が無料となりますが、延長保育料には適用しません。

※2 階層1～5Aについて、3歳以上児クラスの場合は、副食費が免除されます。

※3 階層5B～5Cについて、18歳未満(18歳になって最初に迎える3月31日まで)の兄弟がいて入所している児童が第3子以降で3歳以上児クラスの場合は、副食費が免除されます。

◎ 児童の属する世帯が階層2～階層5Bと認定された世帯であっても、母子世帯等及び在宅障害児(者)のいる世帯に該当する場合は、上表の規定にかかわらず、当該階層の保育料は次のとおりとします。あわせて、3歳以上児クラスの場合は、副食費が免除されます。

階層区分		利用者負担月額(円)							
		保育短時間				保育標準時間			
		3歳未満児クラス		3歳以上児クラス		3歳未満児クラス		3歳以上児クラス	
定義	階層	保育料	延長	保育料	延長	保育料	延長	保育料	延長
市民税非課税世帯	2	0	1,200	0	600	0	500	0	300
市民税課税世帯 (所得割非課税)	3	2,800	3,200	0	1,500	4,000	800	0	400
所得割課税 48,600円未満	4	6,600	3,200	0	1,500	9,000	800	0	400
所得割課税 57,700円未満	5A								
所得割課税 77,101円未満	5B								

※1 世帯(同一生計であることが条件)の第2子以降の3歳未満児の通常保育料は無料となります(延長保育料には適用しません)。

私立園の延長保育料金等は、直接園へお尋ねください。

～第2子以降の保育料の無償化について～

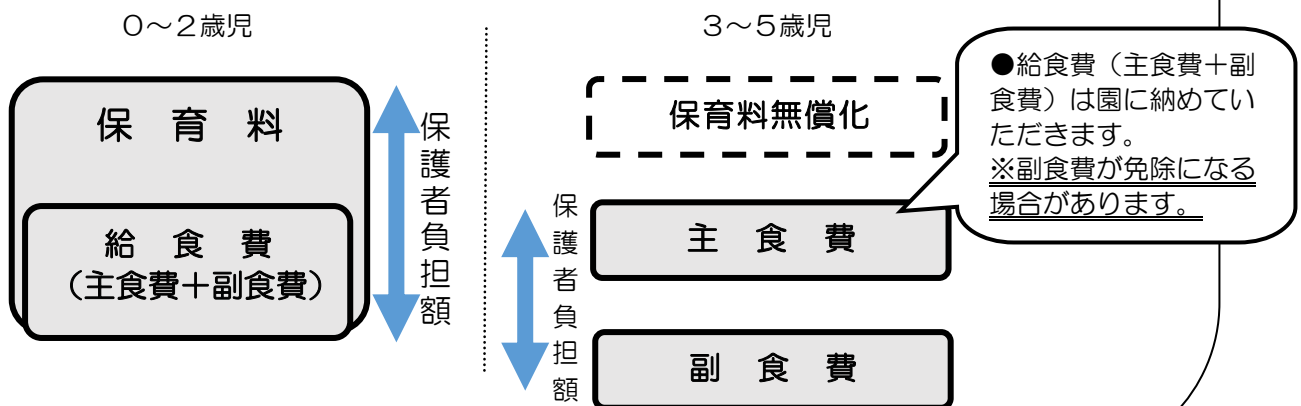
令和元年10月からの国の無償化に伴い、市民税非課税世帯及び3歳以上児クラスのすべての子どもの保育料が無料となりました。

さらに、市独自の子育て支援策として、令和7年4月から、保護者の所得やきょうだいの年齢に関係なく、世帯の第2子以降の保育料を無償化しました。

第2子をカウントするためには、きょうだいが同一生計であることが条件です。別居のきょうだいがある場合は、「利用者負担額別居監護申立書」のご提出、「戸籍全部事項証明書」など同一生計であることが証明できる書類のご提出をお願いします。

なお、3歳未満児の第1子の保育料は、引き続き全額負担となります。

※延長保育料、保護者会費、教材費等は、保育料の無償化に含まれません。



(1)保育料の決定について

①保育料の階層決定について	保育料は、父母の市民税額に基づき決定します。 住宅借入金特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除等の適用はありません。
②父母が非課税の場合	入所児童と同一世帯に属する扶養義務者（祖父母等）の市民税額に基づき階層を決定します。
③保育料に変更が生じるとき	税額の変更が確定した月の翌月から適用となります。
④欠席がある場合の保育料	月額で決定しているため、都合により欠席されてもその月の全額を納めていただきます。
⑤入所児童の保育料決定通知	入所後に園を通じてお渡しします。
⑥市民税が未申告の場合	市民税が未申告の場合、利用者負担額は最高階層（10 階層）となる場合があります。 収入がない方も、必ず市民税の申告を行ってください。 申告は毎年行う必要があります。

(2)保育料の算定方法 ※保育料は、毎年9月に切り替わります。

- 4月～8月分までの保育料は、令和8年度市民税額で決定します。
- 9月～3月分までの保育料は、令和9年度市民税額で決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年度市民税額で決定 (令和7年1月1日～12月31日の収入)					令和9年度市民税額で決定 (令和8年1月1日～12月31日の収入)						

(3)保育料の支払方法

保育所種別	支払方法	支払期日
保育所・認定こども園(公立)	口座振替 ※1	毎月月末(再引落は翌月 14 日頃) ※2
認定こども園(私立)・小規模保育事業所	各園にお問い合わせください	

※1 必ず引落のできる口座を登録してください。

※2 月末が、土・日曜または祝日等にあたる場合は、翌営業日となります。
12月分の引落日は、12月25日となります。

(4)督促状の発行について

再引落でも保育料が納入されなかった場合	納期限の 20 日後までに督促状を発行します。
督促状発送後 10 日を経過して納付のない場合	法令に従い財産の差し押さえ等の滞納処分を実施します。

(5)給食費および保護者会費の振替口座について(公立のみ)

公立保育園・公立こども園では、未満児(0・1・2 歳児)の保護者会費、3歳以上児の給食費および保護者会費を陶都信用農業協同組合(JA とうと)の口座より、毎月口座振替します。

お手数ですが、陶都信用農業協同組合(JA とうと)の口座をお持ちでない方は、振替ができるように口座開設をお願いします。

保育料の確実な納付をお願いします。



10. 下記に該当する場合は必ず必要書類を提出ください (まずは 保育幼稚園課 または 園長に連絡をお願いします)

変更内容	必要書類等
①住所が変わったとき	市外へ転出の場合は、多治見市内の保育園で保育を受けることができなくなります。市内で変更がある場合もご連絡ください。
②氏名が変わったとき	直ちにご連絡ください。
③同居の家族の世帯員に異動(増減)があったとき(出産を含む)	保育料の階層が変わる場合があります。 (申し出の翌月から変更)
④保護者(父・母など)が保育できない状況が変わったとき	■勤務先が変わったとき 転職後の「就労証明書」の提出が必要です。 ■退職したとき 家庭内保育が可能なため「退園届」の提出が必要です。求職中などの事情または、私的契約で入所を希望される場合はご相談ください。 ■長期の休暇(病気等)を取得するとき 保育ができないことがわかる「医師の診断書」等の提出が必要です。 ■妊娠が分かったとき(産前産後休暇を取得するとき) 母子手帳の出産予定日または出生証明ページの写しの提出が必要です。(出産理由で入所できる期間は、出産予定日の前2か月～出産後3か月) ■児童の在園中に育児休業を取得するとき →3歳以上児(3～5歳児)の場合 園が受入可能と認め、育児休業取得者が雇用保険(公務員は共済組合)加入者で、育児休業給付の受給資格があり、職場復帰が決定している場合、継続入所を認めます。 →3歳未満児(0～2歳児)の場合 上記と同様の条件で、<u>年度内に限り</u>継続入所を認めます。 ※育児休業中は保育短時間の認定となり、事業所が証明する「就労証明書」の提出が必要です。提出がない方の継続入所はできません。 (私的契約で入所を希望される場合は、お問い合わせください。なお、3歳未満児は定員に空きがないため受入れができません。)
	■その他 1か月に1回以上の登園が確認できない場合、退園となります。(保育の必要性なしと判断) 「退園届」を提出してください。
⑤退園するとき	退園予定日の1か月前までに、「退園届」を園に提出してください。
⑥支給認定区分を変更するとき	前月の25日までに「支給認定変更申請書」を提出してください。 (月途中での変更はできません)

変更内容	必要書類等
⑦延長保育を申込み (又は解除)するとき	前月の25日までに、延長保育開始時は「延長保育申込書」、延長保育中止時は「延長保育中止届」を提出してください。(公立園のみ) 私立園は各園にご確認ください。 ※延長保育の定員が超過した場合、年度途中の利用開始は受入れ不可能な場合があります。 ※保護者が出産のため産前産後に保育を希望する場合は、延長保育中止の手続きをしていただきます。産後、送迎時間についてお困りの時はご相談ください。
⑧市民税額が年度の途中で変更になった場合 (税申告の修正等)	保育料が変更になる場合がありますので、速やかに保育幼稚園課へ申し出てください。 保育料は税額の変更が確定した月の翌月から変更します。 (遡及は行いません) ※保育料の有無に関係なく、申し出をお願いします。

11. よくあるご質問

Q1.	育児復帰を予定していましたが、定員に空きがなく入所できません。そのため育休延長を考えていますが、入所できない旨の証明はもらえますか？
A1.	入所希望日の前月(新年度入所においては3月)の1日～10日の間に保育幼稚園課の窓口へ入所手続きにお越しください。保育園の入所不可となり待機申込された方のみ書類を発行します。書類の発行は11日以降になります。 お手続きのタイミング (1)育児休業にかかるお子さんが 満 1 歳を迎えるとき (2)育児休業にかかるお子さんが 1 歳 6 ヶ月を迎えるとき ※申込み期間終了後の受付は行っておりません。必要な月を確認した上で、保育利用申込の受付期間に十分ご注意ください、必ず期日までにお申込みください。 なお、育休延長の可否はハローワークが判断します。保育幼稚園課にお尋ねになられてもお答えできません。
Q2.	「保育できない証明書類」は誰のものを提出したらよいですか？
A2.	児童の父母の書類が必要です。また、同居している65歳未満の祖父母がいる場合は、祖父母の書類も提出されると入所選考時に考慮されます。
Q3.	新年度の入所申込みは複数の園に申込みできますか？
A3.	1園のみ、お申込みいただけます。希望する園に入所できない場合は、その時点で入所可能な園をご案内します。

Q4.	標準時間に認定されるためには、父母ともに1か月120時間就労以上している必要がありますか？
A4.	父母ともに1か月120時間以上就労(休憩時間を除く)していないと標準時間認定はできません。

Q5.	1か月120時間未満の就労ですが、短時間の保育時間では送迎が間に合いません。その場合は標準時間に認定してもらえますか？
A5.	認定は短時間になりますので、延長保育を利用させていただきます。

Q6.	就業時間が長くなり保育時間の区分を短時間から標準時間に変更したいのですが、いつから変更できますか？
A6.	前月の25日までに「支給認定変更申請」をご提出ください。提出された月の翌月から変更になります。月の途中からの変更はできないため、その月は必要であれば延長保育をご利用ください。

Q7.	祖父母と同居していますが、祖父母の市民税の額も保育料に関係しますか？
A7.	父母に市民税が課税されている場合は関係しません。父母の市民税が非課税の場合は、祖父母等の中で一番税額が高い方を基準に、保育料を決定します。

Q8.	上の子と下の子(3歳未満児)が別の園に在園している場合でも下の子の保育料は無料になりますか？
A8.	令和7年4月からの第2子以降の保育料の無償化により、下の子の保育料は無料になります。上の子の年齢要件はありませんが、同一生計であることが条件です。

Q9.	在園中に保護者が産休及び育児休業に入った場合、保育所は退園になりますか？
A9.	3歳以上児(年少以上) →産前2か月～産後3か月は出産の理由で入所できます。その後は、職場復帰することが決まっている場合のみ継続入所できます。 3歳未満児 →産前2か月～産後3か月は出産の理由で入所できます。その後は、職場復帰することが決まっている場合のみ年度内に限り継続入所できます。 ※継続入所希望の場合は、就労証明書の提出が必要です。

Q10.	入所している園から別の園に転園を希望しますが可能ですか？
A10.	可能です。新年度から転園を希望する場合は、在園している園に転園を希望していることを申し出た上で、新年度入所手続きをしてください。 転園の申込みと継続入所の申込みは同時にできません。転園を希望していることを申し出た時点で、在園している園の新年度の籍は無くなります(確保されません)ので、新年度希望する園に転園できなかった場合でも、在園している園に戻れない可能性があることをご承知おきください。

12.【参考】多治見市保育の実施の基準を定める要綱 ※

(趣旨)

※要綱見直し中のため、内容は変更となる場合があります。

第1条 この要綱は、多治見市保育の実施に関する事務取扱細則(昭和62年規則第18号)第6条の規定に基づき、保育の実施の基準を定めるものとする。

(保育の実施の優先順位)

第2条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第20条第1項に規定する認定を受けた小学校就学前子ども(同法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもを除く。以下「対象児童」という。)の保育については、次の各号に掲げる点数を合算し、当該合算した点数が高い対象児童を優先して、実施するものとする。

(1) 別表第1に掲げる状況の区分のいずれかに応じ、当該区分に定める点数。ただし、複数の区分に該当する場合は、該当する区分のうち最も高い点数の区分にのみ該当するものとする。

(2) 別表第2に掲げる状況の区分に応じ、当該区分に定める点数を合算した点数

2 前項各号の採点を行う場合において、別表第1又は別表第2に掲げる状況のうち保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。以下同じ。)の状況に関するものに係る採点は、保護者ごとに行うものとする。

3 前2項の規定により算定した点数が同点となった場合は、別表第3に掲げる優先順位の上位に該当するものから順に優先して、実施するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当該対象児童の保育を優先して実施するものとする。

(1)対象児童の虐待、対象児童の保護者に対する配偶者からの暴力その他特別の事情がある場合

(2)対象児童が市の施策により幼稚園又は保育所等へ継続して通所できなくなり転園する場合

別表第1(第2条関係)

保護者又は家庭の状況				点数
就労又は就学	勤務時間又は就学時間が月150時間以上			10
	勤務時間又は就学時間が月120時間以上			8
	勤務時間又は就学時間が月90時間以上			7
	勤務時間又は就学時間が月60時間以上			6
妊娠・出産	産前2か月以内から産後3か月以内まで			10
疾病	入院		概ね3か月以上の入院	10
	居宅療養	常時臥床	医師が長期加療を要すると診断した者	10
		精神性疾患	医師が長期加療を要すると診断した者	8
		一般療養	比較的軽症であるが定期的に通院を要する者	6
障害等	身体障害者手帳1級若しくは2級、療育手帳A1若しくはA2又は精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持する者			10
	身体障害者手帳3級、療育手帳B1又は精神障害者保健福祉手帳2級のいずれかを所持する者			7
	身体障害者手帳4級、療育手帳B2又は精神障害者保健福祉手帳3級のいずれかを所持する者			5
同居の親族等の介護等	心身障害者の介護等		心身障害者の介護、通院、通園、通学等に当たっている者	9
	心身障害者以外の者の居宅内介護等		同居の家族の居宅内看護に長期に当たっている者	6
求職活動	就労先は確定していないが求職中の者	ひとり親家庭又は両親のいない家庭		6
		その他		4
災害	家屋のり災		火災、風水害等で家屋が失われ復旧に当たる場合	10

備考

- 1 1歳児から5歳児において、定員の最終枠に、同点者が複数ある場合は、当該保育所等（法第7条第4項に規定する保育所及び認定こども園並びに同条第5項に規定する地域型保育事業を行う事業所をいう。以下同じ。）が所在する小学校区（以下「同一の小学校区」という。）に在住する児童を優先する。この場合において、滝呂小学校区、根本小学校区及び脇之島小学校区に在住する児童が、最寄りの保育所に入所を希望する場合は、同一小学校区に在住する児童とみなす。
- 2 同居とは、同一の住宅（同一の地番に所在する住宅（集合住宅を除く。）を含む。）に居住することその他生活の本拠を共にすることをいう。

別表第2（第2条関係）

保護者、家庭又は対象児童の状況		点数
ひとり親家庭又は両親のいない家庭		20
生活保護を受給している世帯		5
同一の保育所等に在園中の兄弟姉妹（多胎児を含む。以下同じ。）（私的契約児を除く。）がいる場合		3
兄弟姉妹が同じ保育所等に同時に申し込む場合		3
対象児童が次のいずれかに該当する場合 （1）身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する場合 （2）（1）と同様の状態である旨の医師の診断書等を提出した場合		3
3歳未満児のみを対象とした保育所及び地域型保育事業を行う事業所を卒園した対象児童が、引き続き保育の実施を要する場合		5
育児休業取得後、復職する保護者がいる世帯		2
対象児童の保護者でなく、介護又は看護を必要としない65歳未満の祖父又は祖母が対象児童と同居しており、対象児童の保育を行うことができる場合		-3
1ヶ月の平均就労日数が15日以上である保護者	20日以上	2
	15日以上20日未満	1
保育士証又は幼稚園教諭普通免許状を有し、特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等において就労する場合		2

備考

- 1 私的契約児とは、多治見市保育所の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第1号）第7条に規定する私的契約児をいう。
- 2 同居とは、同一の住宅（同一の地番に所在する住宅（集合住宅を除く。）を含む。）に居住することその他生活の本拠を共にすることをいう。
- 3 特定教育・保育施設とは、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を、特定地域型保育事業とは、法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業を、特定子ども・子育て支援施設等とは、法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。

別表第3（第2条関係）

1	同一の保育所等に在園中の兄弟姉妹（私的契約児を除く。）がいる場合又は兄弟姉妹が同一の保育所等に同時に申し込む場合
2	対象児童が在住する小学校区にある保育園に申し込む場合
3	同居している18歳未満の児童が多い家庭
4	保育の必要な事由間の優先順位（いずれも保護者に関する事由とし、各家庭内で異なる事由がある場合は優先順位の高い事由で判定する。） ①災害 ②疾病・障害等 ③就労 ④妊娠・出産 ⑤同居親族等の介護 ⑥就学 ⑦求職活動
5	家庭の合計所得金額が低い場合（未申告や所得が確認できない場合は、最下位として扱う）

備考 上記の基準を適用しても優先順位が決定しない場合は、抽選により決定する。

13. 書類提出チェックリスト(必ず入所申込時にそろえて提出してください)

■申請者の確認書類(すべての方)

	提示物	申請者の本人確認書類
1	☐ ①個人番号カード(マイナンバーカード) ☐ 父 ☐ 母 ①がない場合は、下記②または③が必要です。	
	☐ ②個人番号通知カード (記載事項に変更がないもの、または正しく変更手続きがとられているもの)	☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 在留カード など
	☐ ③住民票の写し (個人番号の記載されたもの)	☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 在留カード など

■保育所等入所申込書・保育児童台帳に記載の保護者でない方が申込みに来られる場合

2	☐ 委任状	☐ 申請者の個人番号カードまたは個人通知番号カード(コピー可) ☐ 代理人(申込みに来られる方)の本人確認書類(運転免許証など)
---	------------------------------	---

■入所申込書類(すべての方)

	書類	備考
3	☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書	◆児童1人につき1枚
4	☐ 保育所等入所申込書・保育児童台帳	◆児童1人につき1枚
5	☐ 乳・幼児の状況	◆児童1人につき1枚 (児童の面談で使用)
6	☐ 就労証明書 ☐ 父 ☐ 母	■就業・内職のため保育が必要な方 ◆きょうだいで1枚、父、母など、それぞれの書類が必要です。 ※内職は就労証明書のほかに、内職に従事していることを証明する書類を添付 ☐ 賃金明細、作業指示書など
	☐ 父 ☐ 母	■育児休業から復帰するため保育が必要な方 ◆きょうだいで1枚
	☐ 父 ☐ 母	■自営業・自営業手伝いのため保育が必要な方 ◆きょうだいで1枚 (個人事業主又はその同居家族と一緒に自営業をしている場合) ※自営業であることがわかる書類を添付 店舗がある場合… ☐ 開業届、登記事項証明書、営業許可証の写し 店舗がない場合… ☐ 確定申告書の写し、事業名称・所在地・事業内容がわかるパンフレットやホームページ等
	☐ 入所理由申立書 (非就労者用) ☐ 父 ☐ 母	■求職活動のため保育が必要な方 ◆きょうだいで1枚 ※入所後、1ヵ月以内に就労を開始できない場合は退園となります。 ☐ ハローワークの受付票のコピー
	☐ 父 ☐ 母	■出産・障がい・病気・看護(同居の親族等)・就学のため保育が必要な方 ◆きょうだいで1枚 ☐ 母子手帳のコピー(表紙および出産予定日がわかるところ) ☐ 診断書(保育できない旨の記載があるもの) ☐ 就学証明書

※家庭で保育ができないことを証明する各種書類は、下記の証明日のものが必要です。

■ 新年度入所…令和8年10月1日以降

■ 年度途中入所…申込日の3ヵ月以内

■保育料の口座振替依頼書(該当する方のみ)

	書類	備考
7	☐ 口座振替依頼書 ※多治見市内に支店のある金融機関で下記のどちらかを提出 ☐ ゆうちょ銀行専用 口座振替依頼書 ☐ ゆうちょ銀行以外 口座振替依頼書	■下記に該当する方 ◆きょうだいで1枚 ☐ 3歳未満児(第1子)で公立保育園・私立保育園・認定こども園(公立)に申し込む場合 ☐ 0～5歳児で公立保育園の延長保育を利用する場合

■入所調整や保育料等に影響します(該当する方のみ)

	書類	状況
8	☐ 保育を必要とする証明書類(祖父母等)	令和9年4月1日現在で同住所に65歳未満の祖父母等がいる場合
9	☐ 保育士証または幼稚園教諭免許状などの写し	保育士・幼稚園教諭・保育教諭として就業または就業予定の場合
10	☐ 児童扶養手当証書又は遺族年金証書写し ☐ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し ☐ 特別児童扶養手当受給証明書又は障害基礎年金証書等の写し	保護者・申請児童・同居している方で左記の書類のいずれかをお持ちの場合
11	☐ 利用者負担額別居監護申立書および戸籍全部事項証明書など別居の親族を監護し生計を一にしていることが証明できる書類	別居の第1子がいる場合(3歳未満児の入所希望児童)(13 ページ上段参照)

※令和8年1月1日・令和9年1月1日に多治見市に住民登録がない方は、マイナンバーによる情報連携の運用により市民税額を確認します。必ず転入した方全員のカードの提示が必要になります。申告の状況によっては、課税証明書等を求める場合がありますのでご了承ください。